

# 名家連ニュース

令和2年8月20日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.744号

## 障害年金復習シリーズ⑬ ❖ 事後重症後の遡及請求 ❖

▷ 遡及請求できることを知らずに事後重症で障害年金を申請し受給した後に、改めて遡及請求をすることも可能です。障害認定日と請求直近の診断書2通を出して遡及請求が却下され、事後重症請求でしか認められなかった場合は、「遡及請求・障害認定日請求」はできません。

▷ つまり、「事後重症請求」だけ(請求日直近の診断書の1通しか用意できなかった)という時のみ、改めて「遡及請求・障害認定日請求」としてやり直しができます。この請求をする場合は、障害認定日以降3か月以内の診断書が必要です。消滅時効5年なので社労士やPSW、家族会と相談しましょう。



## 障害年金復習シリーズ⑭

### 国民年金・厚生年金保険精神の障害に係る等級判定ガイドライン



障害基礎年金の等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて都道府県の認定審査会で判定されてきましたが、地域により6倍の判定差が生じていることが明らかになり大問題になりました。

厚生労働省は、精神障害及び知的障害の認定が適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」を設置して、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について議論を重ねてきました。

そして、平成28年9月1日から、[『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』](#)に基づく認定審査を東京年金事務センターで一括審査することになりました。

また、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るため、厚生労働省において、[「診断書\(精神の障害用\)の記載要領」](#)及び[「日常生活及び就労に関する状況について\(照会\)」](#)を作成し、ガイドラインと合わせて実施に踏み切りました。

従って、私たちもガイドラインを正しく理解して、相談活動に携わっていくことが大切になります。

## 障害年金復習シリーズ⑮ ガイドライン及び診断書の着目点(1)

- 「障害等級の目安表」⇒日常生活能力の「程度」「判定」が一覧表(目安表)で示され、この数値をクリアしていることが前提条件となっています。 ※ 障害等級目安表は次号で説明します。
- [「診断書\(精神の障害用\)の記載要領」](#)に示された「総合評価の際に考慮すべき要素の例」を熟知することが極めて大切になってきました。
- 診断書のフォーマットで診断書の各項目のポイントを振り返っていきますので復習していきましょう。

